皆様、こんにちは。アーツカウンシルさいたまのプログラムディレクターの森隆一郎です。

本日より令和6年度さいたま文化芸術都市創造助成金の申請受け付けが開始されました。すでに申請書の作成を始めている団体の方もいらっしゃるかと思います。

この動画では、3月22日より配布が開始された令和6年度さいたま文化芸術都市創造助成金の手引きについて、令和5年度から変更した点や、令和5年度にご質問が多かったことや事業実施に向けてご注意いただきたいことを手引きに沿って簡単にご説明します。

この動画でも手引きを表示しますが、手引きをお持ちの方は、お手元にご用意の上、ご覧ください。

ご不明点などは、アーツカウンシルさいたままでお問合せ下さい。

まずは、手引きの1頁上部をご覧ください。

このさいたま文化芸術都市創造助成金は、文化芸術都市の創造に向けて、市民の自主的な文化芸術活動の促進及びさいたま市の文化芸術振興を図るため、文化芸術団体等が市内で実施し、一般に公開する文化芸術事業に対して交付する助成金です。

申請いただける団体については、「１　助成対象者」に記載の5つの要件を全て満たしている文化芸術団体、文化芸術団体が組織する連合体又は複数の団体で文化芸術事業を実施するために組織する実行委員会が対象です。

申請の際にご提出いただく“構成員（会員）名簿”、“規約又は会則等”で確認いたします。

次に、対象分野や助成金の額などについては、「２　助成対象事業と助成金の額」の表をご覧ください。

文化芸術団体を対象とした「(1)文化芸術都市創造事業」は、助成金の額を２０万円上限として、後ほどご説明します助成対象経費の２分の１以内の額としています。ただし、募集締め切り後、今年度の助成金の予算額を上回る額の申請があった場合は、一定の割合で按分して助成額を決定します。令和５年度は、88．5％の割合で按分しました。

実行委員会を対象とした「(２)文化芸術を生かした地域活性化事業」は、助成金の額を２００万円上限として、助成対象経費の範囲内の額としています。こちらは、審査結果をもとに要望額から最大50％まで減額する場合があります。さらに、審査後の総額が今年度の助成金の予算額を上回った場合は、一定の割合で按分して助成額を決定します。また、審査の結果不採択となる場合があります。

次に、手引きの2頁をご覧ください。

助成対象外となる事業について、令和5年度からの変更点として令和6年度中に実施されるさいたま市文化振興事業団との共催事業については、助成金に申請が出来ないこととなりました。共催事業とするか、助成金に申請するかを選んでいただく必要がございます。ご不明点等ございましたら、アーツカウンシルさいたまにご相談ください。

助成対象経費の項目や、内訳は手引きの2頁から3頁の表をご確認ください。

令和6年度については、「美術費」の内訳に「アートプロジェクト制作費」を新たに追加しました。「アートプロジェクト制作費」はワークショップで使用する材料を購入した際の費用などを想定しています。助成事業の実施後に実績報告書を提出いただく際に、材料費・消耗品使途表や実際にワークショップを行った際の写真などのご提出が必要です。判断に迷う際は、お問合せ下さい。実績報告書や材料費・消耗品使途表は4月中にアーツカウンシルさいたま公式Webサイトにて掲載しますので、ダウンロードしてご使用ください。

次に、手引き3頁の「注意事項」をご覧ください。

５番目の項目となりますが、助成対象経費の支払においてクレジットカードやポイントカードを使用して支払った場合は、原則としてその経費は助成対象外経費となります。ただし、支払額からポイントへの還元率、ポイントから現金への還元率が分かる資料を領収書と併せてご提出いただける場合は、支払額からポイントの現金換算分を差し引いた額を助成対象経費とすることが可能です。なお、現金換算分は助成対象外経費に記載してください。

例としまして、100円につき1ポイントが付与され、1ポイント1円分として使用可能なクレジットカードで10,000円の支払いを行った場合、100円（10,000円÷100円＝100ポイント＝100円分）を差し引いた9,900円が助成対象となります。100円は助成対象外となります。

そのほか、判断に迷う経費の例については、手引き4頁から6頁の「紛らわしい助成対象経費・助成対象外経費の代表例」を併せてご確認ください。

次に、手引き7頁をご覧ください。

助成金は、令和6年4月2日（火）から令和6年5月1日（水）まで受け付けております。締切日必着ですので、特に郵送で申請する場合は、余裕をもった申請をお願いします。

申請書類を審査したのち、交付決定は6月上旬を予定しております。

「(1)文化芸術都市創造事業」と「(2)文化芸術を生かした地域活性化事業」では、申請の際に提出いただく書類が異なりますので、ご確認をお願いします。

申請書類の提出方法は郵送又は、持参のみです。持参の際は、日・月・祝日・4月30日を除き９時から17時まで、アーツカウンシルさいたまにて受け付けます。

前年度の様式から変更している箇所がございますので、今年度の様式に記載の上、申請してください。様式はアーツカウンシルさいたまの公式Webサイトからダウンロードできます。

交付申請から助成金の振り込みまでの流れは、手引き7頁に掲載しておりますので、ご確認をお願いします。採択事業は、アーツカウンシルさいたまの職員が視察で伺う場合があります。その際は、改めてご連絡しますが、席の確保等の対応をお願いします。

皆様にはご不便をおかけしないよう手続きを進めますが、事業報告書を提出いただいてから助成金の振り込みまでに実績報告書の審査のため、場合によっては、複数回のやり取りが発生し、期間を要してしまう場合がありますので、ご理解をお願いします。

また、助成事業の実施後に提出していただく実績報告書の審査をスムーズに行うため、手引きの19頁に記載されている領収書についての注意事項や領収書一例について、ご確認をお願いします。

手引きより抜粋して説明させていただきましたが、ご不明点等ございましたら、アーツカウンシルさいたままでお問合せ下さい。

今年度も皆様からのたくさんの申請をお待ちしております。ありがとうございました。

2,573文字　　9:49.60